

□議員名：大井淳一郎

1 空き家対策について

論点	空き家等の適正管理に関する対策の進捗状況はどうか。
回答	空き家の所有者を確定させて適正な管理を促すなど行政指導による解決に努めているが、所有者が不確定な場合や登記簿上の所有者が死亡している場合が多く、困難を来している。

論点	資料1にあるように、これまで勧告、命令、公表、代執行に至った案件は一つもない。進まない原因はどこにあるのか。
回答	行政指導に当たっては所有者等との対話を積極的に行い、諸事情の把握に努めながら粘り強く解決を図っている。行政代執行は個人の財産に多大な影響を与える。執行に当たっては法律の専門家の意見をうけながら慎重に検討したい。

論点	空き家等の有効活用に関する対策の進捗状況はどうか。
回答	有効活用を進めるためには実態調査を行い、本市の実情に合った利活用について考えていく必要がある。今後は協議会を設置し、計画を策定するなど各部局が協力して空き家等を利用できるシステムづくりを構築したい。

論点	空き家等の実態把握について市の現状はどうか。
回答	実態調査したものを他の基礎資料にも使えるようなものにしないことは意味がないと思う。業者委託するのか、庁内の組織を活用するのか、把握方法についても横断的な会議の中で決めていきたい。

論点	特別措置法の施行を受けて、市の条例を改正する考えはあるのか。
回答	特措法に明記されている利活用の問題、空き家等対策計画、協議会の設置などを盛り込むなど、条例の精神を受け継いだ改正をしたい。12月議会に向けて準備をしたいと考えている。

2 災害時における市民病院の役割について

論点	医療版BCPの策定状況はどうか。
回答	市民病院の防災、減災対策の基本方針として、地震などの自然災害、事故などの人員災害、ウイルスなどの特殊災害を想定した計画を平成25年に策定した。新病院の開院を受けて現在見直しを始めており、本年度を目途に改正する予定である。

論点	災害拠点病院の指定に向けての現状と課題は何か。
回答	熊本地震が発生したことを受け、検討を始めた。指定を受けるためには、24時間緊急対応やDMATの派遣体制などの要件をクリアしないと行けない。災害施設ヘリポートについては既に設置している。少しでも早い時期に体制を構築し、指定を受けたい。

論点	津波や豪雨災害により市民病院周辺が冠水した場合、緊急車両等が入ってこられない場合はどうするのか。
回答	災害と言っても色々な種類がある。津波等で冠水した場合も想定し、万が一、市民病院で対応できない時は、他の災害拠点病院と相互に対応できるよう情報交換等していきたい。

3 白井市政12年の総括について

論点	この12年で改善した点は何か。
回答	合併当初は極めて厳しい財政状況に直面していたが、人件費の抑制、補助金の減額、効率的な行政運営の推進などにより財政基盤の強化に取り組んできた。その一方で、暮らしの安心安全、快適な生活環境の基盤づくり、人が輝くまちづくりなどにも力を注いできた。

論点	積み残した課題は何か。
回答	産業の振興、企業誘致、雇用の確保、観光振興、インフラ整備、生活交通の充実、地域の活性化、防災対策、子育て支援などが挙げられる。これらの課題に対し、持続可能な自治体運営を維持するために積極的な対応が必要と考えている。

論点	次の市長に期待することは何か。
回答	第2次総合計画に基づいたまちづくりに専念すること及び合併特例債のような有利な財源がない中で、市民や市内の事業所と一体感を持って市政運営に当たることを期待している。

論点	資料2にあるように、自治基本条例案には長期在任に関する規定が存在していた。市長は長期在任についてどう考えているか。
回答	大国の大統領は2期8年と決まっている。地方は3期12年、場合によってもう1期ぐらい延びるのかなという感じがする。5期、6期は長すぎる。そのことからすれば、一応ぎりぎりのところに自分は立たされていると思う。

資料1 空き家の条例対象案件（平成23年以降）

区 分	総 数	解 決	未 解 決		
			所有者 調査中	助言 指導	総数
建物損壊	32	20	5	7	12
建材等の飛散	31	10	8	13	21
樹木・雑草の繁茂	60	34	9	17	26
病害虫が大量発生	6	5		1	1
資材やゴミが散乱	1	1			
火災・犯罪・非行の誘発	3	1	1	1	2
その他	16	8	4	4	8
合 計	149	79	27	43	70

※これまでに勧告、命令、公表、代執行に至った案件なし

資料2 自治基本条例新旧対照表（抜粋）

修正前	修正後
第4章 市長等 （市長の責務） 第11条 3 <u>市長は、長期在任による市政活力の低下等を招かないように努めなければならない。</u>	第4章 市長等 （市長の責務） 第11条 左記の項は削除